



# 鳥取県公報

平成 23 年 8 月 2 日 (火)  
号外第 8 5 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 規 則 鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則 (53) (水産課) . . . . . 3

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部改正について

1 規則の改正理由

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（以下「六次産業化法」という。）及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律が施行され、沿岸漁業改善資金の償還期間等について特例措置が定められたことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 沿岸漁業改善資金の貸付対象となる沿岸漁業従事者等に六次産業化法による認定総合化事業として行われる近代的な漁業技術等の導入を支援するための措置を行う者を加える。

(2) 六次産業化法による認定総合化事業を行うのに必要な資金を借り入れる場合の償還期間及び据置期間は、次のとおりとする。

種類	償還期間	据置期間
経営等改善資金	9年以内	3年以内
漁ろう作業省力化機器等設置資金	9年以内	3年以内
補機関等駆動機器等設置資金	9年以内	3年以内
燃料油消費節減機器等設置資金	9年以内	3年以内
新養殖技術導入資金	5年以内	3年以内
資源管理型漁業推進資金	12年以内	5年以内
環境対応型養殖業推進資金	12年以内	5年以内

(3) 東日本大震災により著しい被害を受けた者で一定のものが貸付けを受ける沿岸漁業改善資金の償還期間及び据置期間は、通常の償還期間及び据置期間の年数に3年を加えた年数とする。

(4) その他所要の規定の整備を行う。

(5) 施行期日等

ア 施行期日は、公布日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

# 規 則

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 8 月 2 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第53号

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和55年鳥取県規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「削除号」という。）を削り、同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において「沿岸漁業従事者等」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>（4） <u>中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）第4条第1項の認定を受けた中小企業者（以下「認定中小企業者」という。）であって、同条第2項第2号八に掲げる措置を行うもの（当該認定中小企業者</u></p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において「沿岸漁業従事者等」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p><u>（4） 前3号に掲げる者が実施する沿岸漁業の改善を促進するために普及を図る必要があると認められる近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式の導入（当該漁業技術又は当該漁業生産方式の導入と併せ行う水産物の合理的な加工方式の導入を含む。）を支援するため中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）第11条第1項の認定中小企業者（以下「認定中小企業者」という。）又は認定中小企業者が団体である場合におけるその直接若しくは間接の構成員が農商工等連携促進法第4条第2項第2号八に掲げる措置を行う場合における当該認定中小企業者</u></p>

<p><u>が団体である場合にあつては、その構成員が当該措置を行う場合を含む。)</u></p> <p>(5) <u>地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成22年法律第67号。以下「六次産業化法」という。)</u>第6条第3項に規定する促進事業者(以下「促進事業者」という。)であつて、<u>六次産業化法第5条第4項第3号に掲げる措置を行うもの</u></p> <p>2及び3 略</p> <p>(貸付金の種類、貸付限度額等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>第1項の規定にかかわらず、東日本大震災(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第2条第1項に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。)</u>により著しい被害を受けた者で次の各号のいずれかに該当するものが平成28年3月31日までに貸付けを受ける貸付金の償還期間及び据置期間は、別表第1に規定する年数にそれぞれ3年を加えた年数とする。</p> <p>(1) <u>その主要な事業用資産について東日本大震災により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長その他相当な機関から受けた者</u></p> <p>(2) <u>その生産物(その加工品を含む。)に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受けた者</u></p> <p>(連帯保証人等)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 貸付金の貸付けを受けようとする者が団体である場合には、その構成員のうち当該貸付けによって利益を受ける者(その者が特定されないときは、当該団体の理事その他の役員)が当該団体の連帯保証人とならなければならない。</p> <p>3及び4 略</p> <p>(貸付けの申請)</p> <p>第8条 貸付金の貸付けを受けようとする者は、沿岸漁業改善資金貸付申請書(様式第1号)に事業計画書<u>その他知事が必要と認める書類を添え、その者</u></p>	<p>2及び3 略</p> <p>(貸付金の種類、貸付限度額等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>(連帯保証人等)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 貸付金の貸付けを受けようとする者が沿岸漁業の<u>従事者の組織する団体である場合には、その構成員のうち当該貸付けによって利益を受ける者(その者が特定されないときは、当該団体の理事その他の役員)が当該団体の連帯保証人とならなければならない。</u></p> <p>3及び4 略</p> <p>(貸付けの申請)</p> <p>第8条 貸付金の貸付けを受けようとする者は、沿岸漁業改善資金貸付申請書(様式第1号)に事業計画書<u>を添え、その者(その者が認定中小企業者である</u></p>
--	---

(その者が認定中小企業者である場合にあっては当該認定中小企業者と共同で農商工等連携促進法第8条第1項の認定農商工等連携事業(以下「認定農商工等連携事業」という。)を実施する第2条第1項第1号から第3号までに掲げる者と、その者が促進事業者である場合にあっては当該促進事業者が行う六次産業化法第5条第4項第3号に掲げる措置に關し同条第1項の認定を受けた第2条第1項第1号から第3号までに掲げる者とする。以下この条において同じ。)の住所地又は事務所の所在地を地区とする漁業協同組合(以下「漁協」という。)を経由して知事に提出しなければならない。ただし、特別の理由により漁協を経由して提出できない者は、その者の住所地又は事務所の所在地の市町村の長を経由して提出することができる。

場合にあっては、当該認定中小企業者と共同で農商工等連携促進法第8条第1項の認定農商工等連携事業を実施する第2条第1項第1号から第3号までに掲げる者。以下この条において同じ。)の住所地又は事務所の所在地を地区とする漁業協同組合(以下「漁協」という。)を経由して知事に提出しなければならない。ただし、特別の理由により漁協を経由して提出できない者は、その者の住所地又は事務所の所在地の市町村の長を経由して提出することができる。

別表第1(第4条関係)

種 類	貸付限度額	償還期間 (据置期間を含む。)	据置期間
1 経営等改善資金 1 操船作業省力化機器等設置資金 自動操だ装置その他の操船作業を省力化するための機器、設備又は装置(以下「機器等」という。)の設置に必要な資金	5,000,000円	7年以内。ただし、 <u>認定農商工等連携事業、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原料としての利用の促進に関する法律(平成20年法律第45号)第5条第2</u>	1年以内。ただし、 <u>認定農商工等連携事業又は認定総合化事業を行うのに必要なもの</u> にあっては3年以内

別表第1(第4条関係)

種 類	貸付限度額	償還期間 (据置期間を含む。)	据置期間
1 経営等改善資金 1 操船作業省力化機器等設置資金 自動操だ装置その他の操船作業を省力化するための機器、設備又は装置(以下「機器等」という。)の設置に必要な資金	5,000,000円	7年以内。ただし、 <u>農商工等連携促進法第13条の規定の適用を受ける場合又は農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原料としての利用の促進に関する法律(平</u>	1年以内。ただし、 <u>農商工等連携促進法第13条の規定の適用を受ける場合</u> にあっては3年以内

<p>2 漁ろう 作業省力 化機器等 設置資金 動力式 つり機そ 他の漁 ろう作業 を省力化 するため の機器等 の設置に 必要な資 金</p>	<p>5,000,000 円</p>	<p>項の認定 生産製造 連携事業 計画に従 って実施 する同法 第2条第 3項第2 号の措置 (以下 「認定生 産製造連 携措置」 とい う。)又 は六次産 業化法第 9条第1 項の認定 総合化事 業(以下 「認定総 合化事 業」とい う。)を 行うのに 必要なも のにあっ ては9年 以内</p>	<p>1年以 内。ただ し、認定 農商工等 連携事業 、認定 生産製造 連携措置 又は認定 総合化事 業を行う のに必要 なものに あっては</p>	<p>2 漁ろう 作業省力 化機器等 設置資金 動力式 つり機そ 他の漁 ろう作業 を省力化 するため の機器等 の設置に 必要な資 金</p>	<p>5,000,000 円</p>	<p>成20年法 律第45 号。以下 「農林漁 業バイオ 燃料法」 とい う。)第 10条の規 定の適用 を受ける 場合にあ っては9 年以内</p>	<p>1年以 内。ただ し、農商 工等連携 促進法第 13条の規 定の適用 を受ける 場合に あ っては3 年以内</p>
--	------------------------	--	--	--	------------------------	---	---

		<p><u>のに必要なもの</u>あつては9年以内</p>	<p>3年以内</p>			<p>料法第10条の規定の適用を受ける場合にあつては9年以内</p>	
<p>3 補機関等駆動機器等設置資金</p> <p>1及び2に規定する機器等を駆動し、又は作動させるための補機関その他の機器等の設置に必要な資金</p>	<p>5,000,000円</p>	<p>7年以内。ただし、認定農商工等連携事業、認定生産製造連携措置又は認定総合化事業を行う<u>のに必要なもの</u>あつては9年以内</p>	<p>1年以内。ただし、認定農商工等連携事業又は認定総合化事業を行う<u>のに必要なもの</u>あつては3年以内</p>	<p>3 補機関等駆動機器等設置資金</p> <p>1及び2に規定する機器等を駆動し、又は作動させるための補機関その他の機器等の設置に必要な資金</p>	<p>5,000,000円</p>	<p>7年以内。ただし、農商工等連携促進法第13条の規定の適用を受ける場合又は農林漁業バイオ燃料法第10条の規定の適用を受ける場合にあつては9年以内</p>	<p>1年以内。ただし、農商工等連携促進法第13条の規定の適用を受ける場合にあつては3年以内</p>
<p>4 燃料油消費節減機器等設置資金</p> <p>推進機関その他の漁船に設置される機器等であつて、通常の型式のもの又は通常的方式によるものと比</p>	<p>25,000,000円</p>	<p>7年以内。ただし、認定農商工等連携事業、認定生産製造連携措置又は認定総合化事業を行う<u>のに必要なもの</u>あつては9年以内</p>	<p>1年以内。ただし、認定農商工等連携事業又は認定総合化事業を行う<u>のに必要なもの</u>あつては3年以内</p>	<p>4 燃料油消費節減機器等設置資金</p> <p>推進機関その他の漁船に設置される機器等であつて、通常の型式のもの又は通常的方式によるものと比</p>	<p>25,000,000円</p>	<p>7年以内。ただし、農商工等連携促進法第13条の規定の適用を受ける場合又は農林漁業バイオ燃料法第10条の規定の適用を受ける場合にあつては9年以内</p>	<p>1年以内。ただし、農商工等連携促進法第13条の規定の適用を受ける場合にあつては3年以内</p>

<p>較して燃料油の消費が節減されるものの設置に必要な資金</p>		<p>なものにあっては9年以内</p>		<p>較して燃料油の消費が節減されるものの設置に必要な資金</p>		<p>条の規定の適用を受ける場合には9年以内</p>	
<p>5 新養殖技術導入資金</p>				<p>5 新養殖技術導入資金</p>			
<p>知事が定める基準に基づき、知事が定める種類に属する水産動植物の養殖の技術（以下「養殖技術」という。）又は知事が定める養殖技術を導入する場合において、当該養殖技術により水産動植物の養殖を行うのに必要な資金</p>	<p>4,000,000円</p>	<p>4年以内。ただし、<u>認定農商工等連携事業</u>、<u>認定生産製造連携措置</u>又は<u>認定総合化事業を行うのに必要なもの</u>にあっては5年以内</p>	<p>2年以内。ただし、<u>認定農商工等連携事業</u>又は<u>認定総合化事業を行うのに必要なもの</u>にあっては3年以内</p>	<p>知事が定める基準に基づき、知事が定める種類に属する水産動植物の養殖の技術（以下「養殖技術」という。）又は知事が定める養殖技術を導入する場合において、当該養殖技術により水産動植物の養殖を行うのに必要な資金</p>	<p>4,000,000円</p>	<p>4年以内。ただし、<u>農商工等連携促進法第13条の規定の適用を受ける場合</u>又は<u>農林漁業バイオ燃料法第10条の規定の適用を受ける場合</u>にあっては5年以内</p>	<p>2年以内。ただし、<u>農商工等連携促進法第13条の規定の適用を受ける場合</u>にあっては3年以内</p>
<p>6 資源管理型漁業推進資金</p>				<p>6 資源管理型漁業推進資金</p>			
<p>知事が定める基準に基づき、水産資源の管理に關す</p>	<p>12,000,000円</p>	<p>10年以内。ただし、<u>認定農商工等連携事業</u>、<u>認定</u></p>	<p>3年以内。ただし、<u>認定農商工等連携事業</u>又は<u>認定</u></p>	<p>知事が定める基準に基づき、水産資源の管理に關す</p>	<p>12,000,000円</p>	<p>10年以内。ただし、<u>農商工等連携促進法第13条の規</u></p>	<p>3年以内。ただし、<u>農商工等連携促進法第13条の規</u></p>



<p>る取決めを締結して水産資源を合理的かつ総合的に利用する漁業生産方式の導入（当該漁業生産方式の導入と併せ行う水産物の合理的な加工方式の導入を含む。）を行うために必要な機器等の購入又は設置に必要な資金</p> <p>7 環境対応型養殖業推進資金</p> <p>知事が定める基準に基づき、漁場の保全に関する取決めを締結して養殖業の生産行程を総合的に改善する漁業生産方式の導入を行うために必</p>	<p>20,000,000 円</p>	<p><u>生産製造連携措置</u>又は<u>認定総合化事業を行うのに必要なもの</u>にあっては12年以内</p>	<p><u>総合化事業を行うのに必要なもの</u>にあっては5年以内</p>	<p>る取決めを締結して水産資源を合理的かつ総合的に利用する漁業生産方式の導入（当該漁業生産方式の導入と併せ行う水産物の合理的な加工方式の導入を含む。）を行うために必要な機器等の購入又は設置に必要な資金</p> <p>7 環境対応型養殖業推進資金</p> <p>知事が定める基準に基づき、漁場の保全に関する取決めを締結して養殖業の生産行程を総合的に改善する漁業生産方式の導入を行うために必</p>	<p>20,000,000 円</p>	<p><u>定の適用を受ける場合又は農林漁業バイオ燃料法第10条の規定の適用を受ける場合</u>にあっては12年以内</p>	<p><u>定の適用を受ける場合</u>にあっては5年以内</p>
<p>知事が定める基準に基づき、漁場の保全に関する取決めを締結して養殖業の生産行程を総合的に改善する漁業生産方式の導入を行うために必</p>	<p>10年以内。ただし、<u>認定農商工等連携事業</u>、<u>認定生産製造連携措置</u>又は<u>認定総合化事業を行うのに必要なもの</u>にあっては12年以内</p>	<p>3年以内。ただし、<u>認定農商工等連携事業</u>又は<u>認定総合化事業を行うのに必要なもの</u>にあっては5年以内</p>	<p>10年以内。ただし、<u>農商工等連携促進法第13条の規定の適用を受ける場合又は農林漁業バイオ燃料法第10条の規定の適用を受ける場合</u>にあっては12年以内</p>	<p>3年以内。ただし、<u>農商工等連携促進法第13条の規定の適用を受ける場合</u>にあっては5年以内</p>			

要な機器 等（資材 を 含 む。）の 購入又は 設置に必 要な資金				要な機器 等（資材 を 含 む。）の 購入又は 設置に必 要な資金	ては12年 以内		
略				略			

## 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前の鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の規定により貸し付けられている沿岸漁業改善資金については、なお従前の例による。